

Newsletter

ATSUMI & SAKAI TOKYO | LONDON | FRANKFURT www.aplaw.jp



▶ India Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニューズレターをお届けいたします。 当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなる チームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスに おいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。

不良債権処理のための RBI の新たな枠組み

| Page 1/3 |

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス 「MUFG BizBuddy」 に掲載された記事を再編集したものです。

2019年12月 No.IDA 008

はじめに

「不良債権」問題は、インドにおいて深刻な問題です。ある報道によれば、未払い不良債権は現在、1,900 億米ドルに上ります(参照 URL: https://www.business-standard.com/article/finance/npa-woes-india-beats-italy-to-be-world-s-worst-non-performing-loan-ratio-1190 21900322_1.html)。不良債権とは基本的に、債務者が債権者に対し返済を行うことができていない債権を指します。

インド政府は、2016 年破産倒産法(「破産倒産法」)を制定しました。破産倒産法は、大胆な措置であるとして、多くの支持を得ています。破産倒産法は、「債務者主導」よりもむしろ「債権者主導」の倒産手続を定めたものになっています。そして、2018 年 2 月、インド準備銀行(「RBI」)は、不良債権処理のための枠組みを発表し、200 億ルピー以上の貸付についてはすべて、不履行が一日であっても、再建手続を開始するよう指示する通達を出しました。

多くの企業、とりわけ電力セクターは、2018 年 2 月の枠組みに不満を持ち、インド最高裁判所(「最高裁」)に申し立てました。電力セクター企業は、他のセクターとは異なる事情を有する債務不履行の問題に直面していました。最高裁は最終的に 2019 年において、2018 年 2 月の通達は概括的すぎるアプローチであり、すべての債務者に適用することができないとして、上記枠組みを無効(アルトラ・ヴァイリーズ ultra vires)としました。RBI は、不良債権処理について限定的な場合においては 2018 年 2 月の枠組みによることができましたが、すべての不良債権についてではありませんでした。

2019 年 6 月 7 日、RBI は最高裁の決定を受けて、「不良債権処理のための健全な枠組み」(「新枠組み」)を発表しました。新枠組みは以下の URL で 閲覧できます。: https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/PRUDENTIALB20DA810F3E148B099C113C2457FBF8C.PDF。 新枠組みの主な方向性は、2019 年 6 月 7 日に RBI がそのプレスリリースで発表しています。このプレスリリースについては、以下の URL で閲覧できます。: https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PressRelease/PDFs/PR28863756DE3EF9F7484EB4A04D03CF1589C4.PDF。

新枠組みの主な方向性は以下のようになっています。

(a) 銀行、金融機関及びノンバンク金融事業会社(「NBFC」)による大口債務者に関する不履行の早期認識及び報告

(b) 適用範囲

貸出リスク	200 億ルピー以上	150 億ルピー以上 200 億ルピー未満	150 億ルピー未満
効力発生日	2019年6月7日	2020年1月1日	未定

- (c) 再生計画の設計及び実施については、従前の処理スキームに代わり、特定の期限及び第三者信用評価を条件として、債権者が完全な裁量権を持つ。 新枠組みは、不良債権処理に関する一切の従前の通達に取って代わる。
- (d) 引当金増額によって再生計画の実施又は倒産手続き開始遅延を防止するシステム
- (e) 再建における「財政上の困難」の定義をバーゼル銀行監督委員会が発行するガイドラインと合致させる。
- (f) すべての債権者による債権者間合意(「ICA」)の署名を必須とする。ICAは、多数決による意思決定の基準を定める。これは、外国通貨による 債権者(米ドルや日本円のようなルピー以外の通貨建ての貸付)には適用されない。よって、外国銀行は不履行の場合、破産倒産法に訴える ことができない。

| Page 2/3 |

2019年12月 No.IDA_008

RBI は、新枠組みのいかなる内容にもかかわらず、必要である場合はいつでも、有効な処理の勢いが妨げられることのないよう、特定の不履行について債務者に対し倒産手続きを開始するよう銀行に指示します。

新枠組みの重要なポイントは以下の通りです。

- (1) RBI は今回、債権者が債務不履行会社を破産させることを任意としました。これは、破産倒産法に基づく貸出リスクが 200 億ルピー以上である場合にすべての不履行債務者を破産させるという従前のアプローチを希薄化させる可能性があります。
- (2) ICA が必須となりました。ICA においては、(a) 未払い債権総額の 75%の議決、及び (b) 債権者総数の 60% の議決による決定に債権者は 拘束されます。よって、小口債権者は、大口債権者の意向に従わなければなりません。これは前向きな一歩である一方、大口債権者と小口債権者の利害及び関心が重ならない場合もあります。そうした場合、大口債権者と意見を異にする債権者は、まったく資産を取り戻すことができない可能性があります。
- (3) 以前は、インドで営業する外国銀行は ICA に署名することに消極的でした。インドで営業し、インド企業に対し少額融資を提供する日本の銀行としては、この点に留意し、考えられる影響を調べる必要があるでしょう。
- (4) 新枠組みは、すべての債権者に、不履行日から30日以内に再生計画(「RP」)の作成を開始するよう指示しています。これは、ICAさえも30日以内の署名を要するなど、野心的な試みと言えます。
- (5) 上記の30日の期間中、債権者は、RPの性質や種類を決定し又は債務者を破産させることができます。
- (6) リスク総額が 10 億ルピー以上である RP については、RBI が許可する機関による第三者信用評価(「ICE」)が必要となります。 また、場合によっては、複数の機関による評価が必要となります。
- (7) RP が実行されない場合、債権者は、不履行の 90 日後に必要とされる 15% の引当金とは別に、(x)RP が不履行日から 210 日以内に実行されない場合は追加で 20%、また、(y)RP が不履行日から 365 日以内に実行されない場合は追加で 15% を確保しなければなりません。従って、引当金合計は、不履行日から 365 日の時点で 50% となる可能性があります。これらの引当金は、資産が不良債権となった場合の銀行における引当金(ageing provisions)を上回ります。しかし、多くの不良債権が支払不履行(デフォルト)の開始から引当金(ageing provisions)に基づき、より高額の引当金を必要とすることも考えられるため、これが銀行に RP を確実に実行させるための十分な対策とはならないとする考え方もあります。

インド政府は、過去 10 年間にわたり、不良債権の削減のために様々な枠組みを試みてきましたが、実際のところ、不良債権問題の主要な要因の一つはインド政府による銀行の管理方法、すなわち専門的な管理に欠け、政治的な干渉を受けやすい体制にあると言えます。インドの銀行は、外国銀行とは異なり、いわゆるエバーグリーン・デフォルト・ローン/自動継続貸付(リストラクチャリング又はリファイナンス)で知られています。 今回の新枠組みが不良債権問題にいかに対処できるかは、インドの銀行における労働文化や専門的管理の変化にもかかっているのであり、銀行は不良債権に対する寛容な姿勢を改める必要があると言えます。インドの不良債権問題の解決にはまだ当分の期間を要すると思われ、インドの銀行が多額の不良債権と適性規模の資本の欠如によって企業への融資が妨げられる事態は、まだしばらく続くものと思われます。



| Page 3/3 |

2019年12月No.IDA_008

配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。 広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp ※お名前、部署、役職をご明記ください。 また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- □ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス
- □ベトナムビジネス
- □インドビジネス
- □□シアビジネス
- □再生可能エネルギー
- □農林水産
- □ イノベーション / テクノロジー
- □その他 (ご興味のある分野をご教示ください。)

【英語】

□ジェネラル/様々な分野の旬な法律トピックス



Author(s) / Contacts



弁護士 丹生谷美穂

パートナー/東京弁護士会 > View Profile F-mail:

E-mail: miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆者]

外国法事務弁護士(インド法) アシッシ・ジェジュルカール パートナー

> View Profile

E-mail:

ashish.jejurkar@aplaw.jp

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム

E-mail:

ipg_india@aplaw.jp

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

てのニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレター に記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 (「渥美坂井」) の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的 な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって 生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。